

令和8年度 保育所等利用のご案内



【受付期間】

■令和8年4月入所希望の申込み期間

受付期間：**令和7年12月1日（月）～ 令和8年1月9日（金）まで**

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

■令和8年5月以降の入所希望の申込み

入所希望月の前月の15日までにお申込みください。

（15日が土・日・祝日の場合は、前開庁日）

【受付場所】（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

- ・子育て定住推進課子育て推進係（子ども家庭支援センター内）
- ・奥多摩町役場 住民課 総合窓口係

【申込みの前にご確認ください】

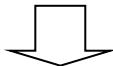
- ・保育所等のお申込みをされる際は、希望する保育所等の見学などを行い、充分ご確認いただいたうえでお申込みください。
- ・ご提出していただいた申込書や就労証明書などに虚偽の記載があった場合は、申請を無効とし入所が決定している場合は入所を取り消します。
- ・町外の保育所等に入所を希望される方は、保育所がある区市町村に締切日を確認いただき、締切日の2週間前までに提出してください。
- ・4月入所については、令和8年1月9日（金）までにご提出してください。それ以後に提出されたものについては、5月以降の選考の対象となります。
- ・幼稚園・認定こども園等で1号認定を希望される場合は、園に直接お申込みください。

申込みから入所までの流れ



① 保育施設見学

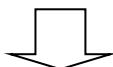
希望する保育施設の事前見学をお願いします。(直接、園にお問い合わせください。)



② 保育施設の申込み

締切日までに必要書類を用意して、子育て定住推進課へお申込みください。

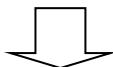
入所希望月によって申込締切日が異なります。



③ 書類審査・認定審査等

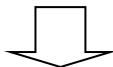
提出された書類の内容を審査し、保育の必要性の認定を行います。

町が定める「利用基準表」に基づき保護者の状況を基準点数に置き換え、この基準点数の高い方から入所を決定します。



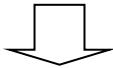
④ 認定結果及び入所承諾等

町から「支給認定証」「保育所入所承諾書」「保育料決定通知書」を送付いたします。



⑤ 園と面談

保育施設に保護者が直接電話をしていただき、面談の日時を相談してください。



⑥ 利用開始

各月1日付で入所となります。

入所後、お子様の状況に応じて慣らし保育を実施します。詳しくは、各保育施設にお問い合わせください。

教育・保育給付認定区分について

保育所等を利用するには、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。申請内容を基に、保護者の「保育の必要性の事由」に応じて認定を行います。

区分	保育の必要性	年齢	利用施設
1号認定 (教育認定)	なし	満3歳以上	幼稚園(新制度に移行する園)、認定こども園(幼稚園教育を受ける場合)
2号認定 (保育認定)	あり	満3歳以上	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	あり	満3歳未満	保育所、認定こども園、地域型保育(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅型保育)

教育・保育給付認定の有効期間は、1、2号認定の場合小学校就学前まで、3号認定の場合は満3歳の誕生日の前々日までとなります。

保育の必要性の基準について

- ・1か月当たり、48時間以上労働することを常態とすること
- ・妊娠中である、または出産後間もないこと
- ・疾病にかかり、または負傷していること
- ・精神または身体に障害を有していること
- ・長期にわたり同居等の親族を常時介護、または看護していること
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
- ・求職活動を行っていること
- ・就学していること
- ・児童虐待やDVのおそれがあると認められること
- ・育児休業中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められること
- ・前各号に掲げる事由に類すると、町長が認める状態にあること

保育の必要量の事由と保育時間について

保護者の保育を必要とする事由によって、「標準時間」と「短時間」に区分されます。

標準時間　・・・　1日最大11時間

短時間　・・・　1日最大8時間

なお、保育利用時間は、施設によって利用できる時間が異なります。

事由	保育時間(保育の必要量)
就労	標準時間
妊娠・出産	
疾病・障害	
介護・看護	
災害復旧	
求職活動	短時間
就学	標準時間
児童虐待・DV	
育児休業	
その他	標準時間

認定基準及び必要書類について

保護者（父・母）が以下の事由により児童の保育を必要とすると認められる場合、保育所等を利用することができます。以下の条件を満たすことを証明する書類を申請書に添付してください。

事由	必 要 書 類	保育を必要とする基準
就労	就労証明書	週2日以上かつ、実務で1週間当たり12時間以上労働することを常態としている場合
育児休業	就労証明書 ※育児休業欄に必要事項を記入	復帰する月の前月から入所の申込みができます。
妊娠・出産	母子手帳 ※出産予定日が確認できるページの写し	出産予定月をはさんで前後2か月の計5か月
疾病・障害	① 診断書または身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等（写） ② 病気等状況報告書 ※①・②両方必要となります。	病気や負傷または心身に障害があり、治療に1か月以上を要する場合
介護・看護	① 診断書または身体障害者手帳、愛の手帳等（写） ② 介護・看護状況報告書 ※①・②両方必要となります。	病気や負傷または心身に障害があり、通院等をする親族を常時介護または看護に当たっている場合
災害復旧	事前に保育担当へご相談ください。	
求職活動	入所後3ヶ月以内に就労することが条件となります。	
就学	学校法人の学校、専門学校等の在学証明書または学生証（写）など	週3日以上居宅外で、就学、技能習得等を行っている場合

申込み手続き

奥多摩町に住民登録がある方、または奥多摩町に転入予定がある方は、生後6か月を迎えた月の翌月1日入所からお申込みができます。

必要書類をご用意いただき、下記受付期日までにご提出ください。

【提 出 書 類】

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- ② 保育を必要とする事由を証明する必要書類（父母ともに必要となります）
- ③ 該当する方のみ、下記の書類が必要になります。
 - ・離島調停中で別居している場合は、離島調停等をしていることがわかる書類（調停受付票や呼出状等）
 - ・児童に障害がある場合は、身体障害者手帳、愛の手帳等の写し、診断書（原本）等
 - ・奥多摩町に転入予定の方は、賃貸契約書等の写し、転入に関する誓約書の書類また、町の町営若者住宅に入居が決定している方は、許可書等の写し

【申込み締切日】

申 込 締 切 日	4月入所	令和7年12月1日(月)～令和8年1月9日(金)		
	5月入所	令和8年4月15日(水)	11月入所	令和8年10月15日(木)
	6月入所	令和8年5月15日(金)	12月入所	令和8年11月13日(金)
	7月入所	令和8年6月15日(月)	1月入所	令和8年12月15日(火)
	8月入所	令和8年7月15日(水)	2月入所	令和9年1月15日(金)
	9月入所	令和8年8月14日(金)	3月入所	令和9年2月15日(月)
	10月入所	令和8年9月15日(火)		

※ 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)

【受付場所】

・子育て定住推進課子育て推進係(子ども家庭支援センター内)

・奥多摩町役場 住民課 総合窓口係

※ 受付のみとなるため、質問などがある場合は子ども家庭支援センターへご提出ください。

■ 町外の保育施設を利用したい場合について

奥多摩町に住民登録があり町外の保育施設を利用したい場合は、利用したい保育施設がある区市町村に、申込み条件・締切日・必要な書類等について確認をしてください。

利用したい保育施設がある区市町村の、締切日2週間前までに奥多摩町へお申込みください。

■ 転出予定で町外の保育施設を利用したい場合について

転出先の区市町村に、締切日・必要な書類等を確認し、直接転出先の区市町村にお申込みください。

■ 奥多摩町に転入予定で、町の保育施設を利用したい場合について

奥多摩町に直接お申込みください。

お申込みの際、「賃貸契約書等の写し」及び「転入に関する誓約書」、親族宅等に同居する場合は、「同居予定申立書」も提出してください。また、町の町営若者住宅に入居が決定している方は、子育て定住推進課若者定住推進係から発行されている許可書の写しを提出してください。

※入所月の1日に転入の確認ができなかった場合は、入所取消しになりますので前月末までに奥多摩町に転入の手続きを行ってください。

■ 特別な配慮が必要なお子様が保育施設を利用したい場合について

医療的ケアが必要なお子様や障害があるお子様など、入所にあたっては医師の診断書や指示書を提出していただくことがありますので、事前にご相談ください。

■ マイナンバー（個人番号）について

保育料は無償化されましたが、都や国への補助金申請のために、町では所得情報を基に保育料の算定を行います。そのため、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります。

■ 入所の決定について

町が定める「利用基準表」に基づき保護者の状況を基準点数に置き換え、この基準点数の高い方から入所を決定します。また、入所要件に該当していても、定員超過などの理由により保育所に入所できない場合もあります。

■ 入所承諾となった方へ

町から「支給認定証」「保育所入所承諾書」「保育料決定通知書」を送付いたします。

また、「育児休業」「求職活動」の事由で認定を受けた方は、下記の書類が必要となります。

- ・育児休業取得中で入所した場合

職場復帰することを条件に入所となります。

復帰しましたら、「認定（変更）申請書【産前産後休暇・育児休業復帰報告書】」を必ず提出してください。

- ・求職活動中で入所した場合

保育所等に入所後3ヶ月以内に就労することが条件となります。

入所月含め3か月以内に就労を開始し、就労証明書の提出が必要です。

条件を満たせない場合は、退所となります。

■ 保育料（利用者負担額）

令和5年10月から東京都の保育料無償化制度により、0～2歳児の第2子以降の保育料を無償としておりましたが、令和7年9月より東京都の保育料無償化制度の拡充により0～2歳児の第1子の保育料も無償となりました。

これにより、お子様の年齢・人数・保護者の所得にかかわらず、町内在住の全てのお子様の保育料が無償となります。

なお、保育料は無償化されましたが、都や国への補助金申請のために、町では所得情報を基に保育料の算定を行います。

■ 3歳～5歳児クラスの副食費について

給食費のうち、おかずやおやつ等の副食費は保護者が負担することと定められています。

奥多摩町では、住民登録がある方に限り、町が保育所に副食費相当額（4,900円／月）の補助を実施しています。そのため、保護者負担は発生しておりません。

■ 次のような場合は手続きが必要です。

- ・保育所等を転園・退園する場合
- ・住所が変わった場合（転居・転出した場合）
- ・家族構成が変わったなど、保護者やお子さまの状況が変わった場合
- ・就職した場合、退職した場合、勤務日数や勤務時間が変更になる場合
- ・保育を必要とする事由が変わる場合（出産、病気やけがで長期間の療養が必要など）
- ・入所決定を辞退する場合や申込みを取り下げる場合

■ その他

保育所には児童虐待の防止等に関する法律第6条により児童虐待を発見した場合（虐待を受けたと思われる場合も含む）は児童相談所や子ども家庭支援センターに通告する義務があります。（必要に応じて警察にも通報します。）



～問い合わせ～

奥多摩町子育て定住推進課子育て推進係（子ども家庭支援センター内）

電話 0428-85-2611